# 令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段(モビリティ)導入にかかる 調査検討及び実証実験業務委託 プロポーザル仕様書

## 1 業務名称

令和5年度 山口きらら博記念公園 移動手段(モビリティ)導入にかか る調査検討及び実証実験業務委託

#### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

## 3 委託上限額

20,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 4 履行場所

山口市阿知須 地内

## 5 本業務の内容

- (1) 計画準備
- (2) モビリティサービス導入のための調査
  - ・他の導入事例の収集
  - ・公園の今後のあり方を見据えた将来ニーズの分析
  - ・ 関係法令等の整理
- (3) 公園の今後のあり方を見据えたモビリティサービスの導入検討
  - ・導入ルート案の検討
  - ・モビリティの選定に向けたメーカー等へのヒアリング調査の実施
  - モビリティ導入に伴う管理運営に関する検討
- (4) モビリティ実証実験の企画・実施
  - ・実証実験の企画立案、モビリティの調達
  - ・安全対策の検討
  - 広報計画の立案
  - ・アンケート調査計画の立案
  - 実証実験の実施、運営補助(2023年10~12月、土日含む2週間程度)
- (5) 実証実験によるモビリティサービスの評価・方向性の検討
  - モビリティの利便性や安全性、社会的受容性の評価検証
  - モビリティサービス導入に向けた方向性の検討
- (6) 打合せ協議

- ・初回・中間・完了の3回
- (7) 報告書作成

## 6 委託条件

(1) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後 速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行にお ける体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、 県に申し出ること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめたプロジェクト実施 計画書(任意様式)を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

委託料の対象となる経費は、直接業務履行のために必要となる人件費、 謝金、旅費、消耗品費、賃借料、印刷製本費、光熱水費などであり、その 他一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

パソコンのように汎用性が高い物品および耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 10 万円以上となる物品の購入費用、業務委託期間外の賃借料に関しては、委託料の対象外とする。

(4) 経理処理

受託者は本業務に係る経理処理について、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。

## 7 業務の成果物

(1)業務完了報告書

成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

- (2) 成果物は電子データ(Word、Excel、PowerPoint 等)で提出すること。
- (3)委託料の支払いは、受託者が業務完了報告書を提出し、県が請求された 委託経費内訳の額を項番6(4)に記した証拠書類に基づき確認した後と なる予定。